

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 14103101

性能分野	防災性
大分類	震災後の生活性能維持
中分類	生活機能の利便性
技術の名称	インターホンシステムの活用

- ・ 高性能のインターホンシステムを導入して、各住戸の住宅情報盤で震災後の交通状況や食糧等の配布情報および近隣店舗の営業情報等を入手できるようにする改修。
- ・ 各住戸に住宅情報盤を設置するとともに、守衛室（防災センター）には共同住宅用監視制御盤を設置し、各住戸と守衛室間の配管配線工事を行う。
- ・ 工期は住戸内で約1日。（全体で数か月）
- ・ 管理組合があらかじめ災害時の運用について決めておく必要がある。
- ・ 高性能インターホンのなかには自動火災報知設備と連動するものがある。インターホンを住宅情報が表示できるものに改修する際に、自動火災報知設備と連動するものに切り替えることも考えられる。
- ・ インターホンを自動火災報知設備と連動する場合、自動火災設備には年2回の定期点検（消防法）が必要となる。

改修技術の概要

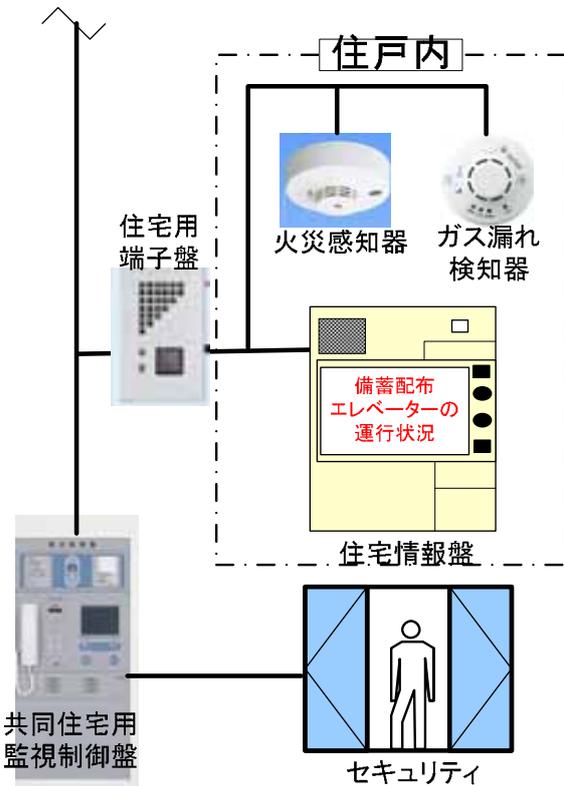


図1 インターホンシステムの活用例

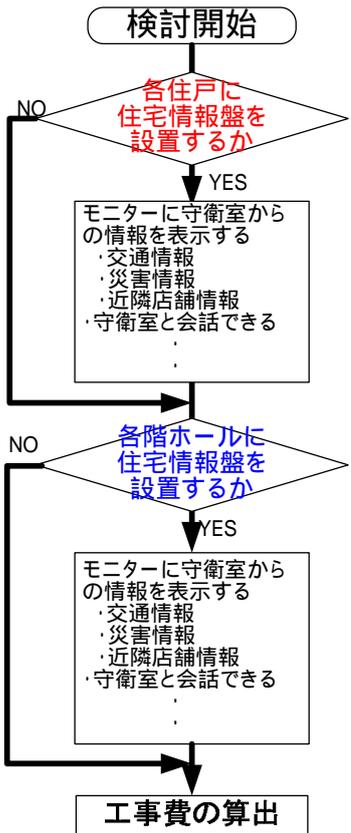


図2 インターホンシステムの導入検討フロー

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55年以前供給 中層階段室・壁式（総プロA1）	使われる可能性が相当ある
		S55年以前供給 高層・ラーメン（総プロA2）	使われる可能性が相当ある
		S56～H2年供給（総プロB）	使われる可能性が相当ある
		H3～12年供給（総プロC）	使われる可能性が相当ある
		H13年以降供給（総プロD）	使われる可能性が相当ある
		（補足）-	
常にセットで利用される技術			
技術が適用される建物の部位	共用部分 （ 躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部 ） 専有部分 （ 設備・配管 その他専有部分 ） 〔 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 （ ） 注意すべき主な法令（ ） 〕		
団地で適用した場合のメリット	住棟まわりの土地が利用できること（仮設以外）（ ） まとまった土地が利用できること（仮設以外）（ ） 住宅の数が多く密度が高い（ ） 特定の設備があること（ ）		
足場の設置が必要	必要 不要 （ ）		
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 （ ）	
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気（ その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 （各住戸と守衛室間の配管配線工事に伴い、壁の配管貫通工事が発生するとともに、 工事中は火災報知設備やインターホンが停止する）	
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限（ ） 日照・採光等への影響（ ）	
当該技術が利用される工事	計画修繕工事（劣化の補修 性能の向上） 耐震改修工事（耐震性の向上 他の性能の向上）		
技術的限界			
参考資料	技術情報		
	価格情報		